

鳥取県立中部療育園整備検討会 検討結果取りまとめ

鳥取県立中部療育園整備検討会

目次

はじめに

1 中部療育園の概要

- (1) 沿革 P 1
- (2) 施設種別 P 1
- (3) 施設の機能 P 1
- (4) 施設概要 P 1
- (5) 職員数 P 1
- (6) 主なサービス内容 P 2

2 検討に至った背景・経緯

- (1) 施設の狭隘化 P 3
- (2) 保護者等の意見 P 3
- (3) 県議会からの指摘等 P 3

3 検討内容（主な意見）

- (1) 中部療育園のあり方について P 4
- (2) 倉吉養護学校の医療的ケア体制について P 5
- (3) 学校、療育機関及び医療機関との連携について P 5

4 検討結果の取りまとめ

- (1) 中部療育園の役割 P 6
- (2) 中部療育園における課題 P 6
- (3) 中部療育園に係る整備方法 P 7
- (4) 倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備 P 8
- (5) その他の検討事項 P 8

参考資料

- 参考資料 1 鳥取県立中部療育園整備検討会運営要綱 P 1 2
- 参考資料 2 鳥取県立中部療育園整備検討会委員名簿 P 1 3
- 参考資料 3 開催状況 P 1 4

- 報告書資料 P 1 8

はじめに

鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）は、平成16年4月から現在地に移転して、保育や医学的な療育訓練等を通じて、子どもたち一人ひとりの適性に応じた育ちを支援してきたところであるが、近年、利用者のニーズが多様化し、施設が非常に手狭になってきているなど、さまざまな課題が出てきた。

そのため、中部療育園に係る整備方法等の検討を行うことを目的に、平成29年3月に有識者を交えた中部療育園整備検討会（以下「検討会」という。）を設置した。その後、12月までに6回の検討会を開催し、活発な議論を経て、このたび一定の方向性を示すものとして、本取りまとめを作成したところである。

中部療育園が、中部圏域における障がい児支援の中心的な役割を担うことを求められている中、本検討会としては、利用者、保護者等の切なる願いである施設拡充に対して、この取りまとめの内容を踏まえた一刻も早い対応を期待するものである。

更に、障がい児を取り巻く課題については、検討会で取り上げたもの以外にもさまざまなものがあることから、この検討会だけではなく、今後とも引き続きあらゆる場を活用して、中部圏域における障がい児を取り巻く環境改善及びサービス向上等に向けて、県、市町村及び民間事業者等と一緒に取り組んでいくことが求められる。

1 中部療育園の概要

(1) 沿革

鳥取県には、昭和30年西部地区に整肢学園（現総合療育センター）、昭和40年には東部地区に鳥取療育園が開設されたが、中部地区には肢体不自由児療育の専門施設がなかったため、御家族の皆さんの切なる要望を基に平成15年4月、知的障害児施設「皆成学園」内に『中部療育園』が開設された。

平成16年4月から現在地（倉吉市南昭和町15 県立保育専門学院敷地内）に移転して、中部地区を中心とした、身体に障がいのある子ども達が通園して、保育や医学的な療育訓練等を通じて、子どもたちそれぞれの適性に応じた育ちを支援している。

更に、平成24年の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、肢体不自由だけでなく発達障がいや重症心身障がいなどすべての障がい種別を対象とした医療型児童発達支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービスに移行しているところである。

(2) 施設種別

- ・児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センター（児童福祉施設）
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス事業所
- ・医療法に基づく診療所

(3) 施設の機能

ア 児童福祉施設等としての機能

事業名	定員	実施日
医療型児童発達支援事業	1日当たり 10名 (各事業を通じ)	月～金曜日
放課後等デイサービス事業		月2回
児童発達支援事業		月2回

イ 診療所としての機能

診療科	小児科、リハビリテーション科
診察日	月～金曜日

※予約制

(4) 施設概要

区分	内容
建築面積	360.93㎡
構造	軽量鉄骨造平屋建
主な設備	診察室、指導訓練室、相談室 他

(5) 職員数

13名（常勤9名、非常勤4名 平成29年4月1日現在）

医師、事務、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理療法専門員

※小児科医師は、常勤1名及び非常勤1名の他、総合療育センターから診療援助。

(6) 主なサービス内容

ア 通所サービス

事業名	対象児童	サービス内容
医療型児童発達支援（「ぐんぐん」）	肢体不自由児・重症心身障がい児（未就学児）	身体的・医療的な確認を行いながら、保育活動を通して、子どもへの発達支援を行っている。また、親子で通所してもらい、保護者への育児支援も行っている。
放課後等デイサービス（「もこもこ塾」）	肢体不自由児・重症心身障がい児（就学児）	小集団での活動を通じて、生活に必要な基本動作を行いながら、それぞれの運動機能の維持・向上及びコミュニケーションへの意欲を育む。

イ 外来サービス

事業名等	サービス内容
外来診療	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診察（脳神経小児科医、整形外科医※） ・理学療法、作業療法、言語療法等の個別訓練 ・小集団療法（SST） ※ SST = ソーシャルスキルトレーニング
保護者支援（地域障がい児・者交流会）	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症などの発達障がいのある子どもの保護者が、より適切な子どもへの関わり方を学び、保護者交流の機会の確保や地域資源等の情報提供を行う。

※整形外科医は、総合療育センター医師の兼務。

ウ 地域支援サービス（障がい児等地域療育支援事業）

事業名等	サービス内容
施設支援	障がい児が利用している施設（保育所、学校、事業所等）に職員が訪問し、施設職員に対し指導・助言を行う。
訪問療育	障がい児の自宅等に職員が訪問し、相談に対しアドバイスを行う。

2 検討に至った背景・経緯

中部療育園は、建築後13年が経過し、次のような課題が生じているところである。

(1) 施設の狭隘化

建築後13年が経過し、建築当初(平成16年4月)と比べると、肢体不自由児や重症心身障がい児の通園利用(集団による療育)だけではなく、発達障がい児による通園利用(小集団)や外来受診(個別リハビリ)が急増するなど、利用者のニーズが多様化しており、こうしたニーズに対して施設・設備が十分に応えられていない。

(2) 保護者等の意見

ニーズの多様化に伴い、施設が狭いとの意見が寄せられていた。

また、中部療育園及び倉吉養護学校の保護者からは、以前より、中部療育園、倉吉養護学校及び厚生病院の3施設がお互いより近い場所にあった方が安心との意見があった。

(3) 県議会からの指摘等

県議会からは、施設の狭隘化や人員の不足等が生じていることから、利用しやすい環境づくりのため、迅速に人員体制と今後の施設のあり方について検討するよう指摘を受けたところである。

また、中部療育園は、新築当時の経緯等もあって、プレハブ造りの構造となっているが、プレハブのまま運営をしていることについても指摘があった。

(参考) これまでに寄せられた関係者の声

区分	内容等
中部療育園の保護者	<ul style="list-style-type: none">・ 待合室が狭く、外来利用者が廊下で待っていたり、食事のエリアで言語の個別訓練をしていたりと、お互いの視線が気になって仕方がない。・ 外来が増えているようなので施設を広げた方がいい。外来の方が訓練室を利用しているので、通園の利用者は利用できないということでは困る。・ 言語訓練室の声が響きすぎる。・ 職員を増員してほしい。 [※心理療法専門員、医療事務など、順次、職員を増員済]・ いつでも相談できるように常勤の園長(医師)を配置してほしい。 [※平成29年4月から常勤医師を配置済]・ 養護学校は厚生病院の近くにあってほしい。
倉吉養護学校の教員等	<ul style="list-style-type: none">・ 主治医が隣接の施設にすることで、緊急時のみならず、通常時においても医療的ケアに関する相談が容易になり、これまでと安心感が違ってくる。(安心感が増す)・ 医療行為中、医師の判断を仰ぎたいことがあったが、連絡が取れず困ったことがあった。・ 急な体調の変化があったが、学校医や保護者に連絡がつかなかったため、学校で見守らざるを得なかった。

3 検討内容（主な意見）

（1）中部療育園のあり方について

ア 県中部圏域における療育ニーズ・中部療育園の現況等

- ・部屋の数が不足し、面積も狭いため、子どもたちが十分に動けない。
- ・職員配置の問題もあるが、外来の方が使用していると、通園している子どもが利用できない。
- ・待合室が狭く、外来利用者が廊下で待っていたり、食事のエリアで言語の個別訓練をしていたりと、お互いの視線が気になって仕方がない。
- ・保育室と待合室の間に壁がないため、隣の話し声が聞こえてしまい、個人のプライバシーが十分に守られていない。
- ・静穏な状態での検査等ができないなど、診察に支障を来している。
- ・当初、療育園は肢体不自由の子どもを対象とし、その後発達障がいの子どもの対象となった。対象者が増えたことから手狭になった。肢体不自由と発達障がいを一緒に支援していくのかについても一つの課題。肢体不自由が重度であれば病院に近いほうが良いという意見もあるが、ただ近いから良いというものでもないと思う。施設が1か所に固まると地域から孤立することも考えられる。小さな中部圏域であるのだから顔の見える関係にすべき。

イ 利用者アンケート結果の概要

- ・回答者の8割が「今の場所又は今の場所の近隣の場所が良い」と回答。
- ・通園に40分という時間も実際厳しく、今の場所だから通えている実態があり、少しでも時間が伸びると、もしかしたらキャンセルする場合もあり得る。10分、20分伸びることが負担になることも考えていただきたい。また、少ないが交通機関利用者がある。訓練は即効性の効果があるものではなく、何回も通っているので、回数を考えると時間についても考えていただきたい。

ウ 中部療育園の改築

- ・中部圏域の方が通しやすい場所が必要。公共交通機関での利用が可能であることが大事である。
- ・中部圏域全体のことを考えると、中部療育園の改築場所が山間地（倉吉養護学校周辺）になるのはデメリットに感じる。
- ・倉吉養護学校以外の学校の在籍児の利用も多い中、中部療育園の改築については、中部圏域の子どもたちにとってどういうものが必要なのかを中心に考えていくことも大事だと感じる。
- ・将来的なことを考えたときには、駐車場を含めた広いスペースのある方が、後々いろいろなことへの対応ができる。

エ 中部圏域における役割分担

- ・ケースによっては、中部療育園、皆成学園、発達障がい者支援センター（エール）が情報共有のもとで、診療や訓練を連携してやる方が良い場合もある。
- ・今からどうやって育てていこうかという段階では、子育て支援の拠点となる場所があった方が良い。そこで、ある程度自分の子どもや周りの社会資源、制度が見えてきてから、どこに行っても大丈夫という状況ができれば良いと思う。

(2) 倉吉養護学校の医療的ケア体制について

ア 学校医療体制の現状と課題

- ・学校看護師が担えるレベルはどこで、どこまでが倉吉養護学校のレベルなのかということを確認してほしい。
- ・倉吉養護学校に通っていない多くの利用者は、中部療育園が倉吉養護学校の近くに移転した場合、そこまで通わなければならない。
- ・今までは、現在地にあるから現在地のままで良いのだというイメージを持っていたが、肢体不自由の医療的ケアの子どものことを考えると、倉吉養護学校はプールや教室などが改良されてきている中で、医療的ケアの子どもだけが違う所に行くのは寂しい。
- ・5年、10年先に重度の障がいを持った児童が就学したときのことをどう考えるかをこの検討会で議論してもらいたい。倉吉養護学校と中部療育園が一緒のところで整備されることへの意見もいただきたい。
- ・増えつつある人工呼吸器等の医療的ケアが必要な児童に対しての、中部圏域での学校や地域の受入体制を今から考えておく必要がある。

イ 分教室化

- ・倉吉養護学校の分教室化については、その対象となる障がい種別や規模をどう考えるか、などによってその内容は大きく変わってくる。
- ・どんな障がいがあっても、多くの人と関わられる中で生活する方が成長できると思う。倉吉養護学校は、知的障がいと肢体不自由の看板を掲げている県内に1つしかない学校なので、分教室化はしないで現状を維持して欲しい。

ウ 「新たな学びの場」(＝医療的ケア児が安全で安心して学べる場)

- ・県教育委員会では、退院後、訪問教育でなく学校で学びたいものの、学校に登校するにはかなりリスクがある、というような子どもを想定した「新たな学びの場」を検討している。
- ・学校運営の立場からすると、医療に関する最終的な判断・指示は、どうしても学校ではできないので、教員、学校看護師は医師による判断・指示が欲しい。
- ・生命に影響があるような重度の子どもについての関わり方については、療育ではなく医療との関係で整理が必要なため、中部療育園のあり方には絡めずに、県教育委員会で検討を進める。

(3) 学校、療育機関及び医療機関との連携について

- ・中部圏域の中で、療育園、エール(発達障がい者支援センター)、皆成学園など、発達障がいへの支援機能を果たす機関がそれぞれどのように連携し、その中で中部療育園がどういう機能を果たすのかを考える必要がある。

4 検討結果の取りまとめ

6回にわたる検討会での議論を通して得られた内容をもとに、本検討会として以下のとおり検討結果を取りまとめた。

(1) 中部療育園の役割

中部療育園は、リハビリ等を必要とする肢体不自由児から発達障がい児まで幅広く対象としており、現在、前記1(6)のサービスを提供している。

これからの中部療育園が果たすべき役割を考えた場合、中部圏域の現状として

▽他の圏域と比べて民間事業所が非常に少ないこと

▽脳神経小児科医など障がい児を専門的に診る医師の数は十分でないものの、その育成は短期間では極めて困難であり、少なくとも将来的に医師が育成されるまでの間は、医療的機能の面では現状と変わらない状況が見込まれること

等の理由により、今後の方向性として、中部療育園が有している中部圏域における療育の中核的・指導的機能を踏まえ、引き続き、公的主体による療育サービスの提供が利用者のニーズに対応できるものとする。

(2) 中部療育園における課題

ア 施設の狭隘化への対応

中部療育園は、平成15年に肢体不自由児を対象とした通園施設として開設された施設であるが、利用ニーズの多様化に伴い通園事業及び外来診療のいずれにおいても、施設の狭隘化だけでなく、個人のプライバシーが十分に守られていない、あるいは、静穏な状態が十分に確保ができていないなど、診察にも支障を来している。

したがって、療育の質をしっかりと担保しながら中部療育園が持つ機能を十分発揮させるためには、早急に各部屋の新設・拡充を図る必要があると考える。

現在の中部療育園の面積は約360㎡と非常に小規模であり、今後、療育サービスの提供に当たって支障がないようにするためには、新たな中部療育園において一定の部屋数及び面積は必要不可欠である。

イ 厚生病院との関係

中部療育園の開設以来、利用者のニーズのうち、特に発達障がいの外来診療件数は大幅に増加しており、これに対応するために徐々に中部療育園の医療体制の充実も図っているところである。

平成24年度～ 非常勤医師による週数回の外来診療対応を開始

27年度～ 厚生病院医師との併任による外来診療枠の増加

29年度～ 常勤医師を配置

[外来診療件数] 24年度 延べ288件 → 28年度 延べ2,129件(7.4倍)

※29年度件数はさらに増える見込み。

一方、県内において障がい児を専門的に診る医師の数を考えると、さらなる医師の確保は現実的ではないことから、中部圏域の中核的医療機関である厚生病院と連携を図る方が限られた社会資源の有効活用につながると考えられる。

したがって、これからの厚生病院との関係については、現状と同様に、救急対応や入院を伴うような医療機能は厚生病院が担うこととし、中部療育園は療育の中で

生活の質を向上させる役割（日常生活や子育てについての指導、支援等）を果たすなど、両者が持つ機能の特性に応じてそれぞれ役割分担することが適当と考える。

ウ 地域支援体制の充実

今後、中部療育園の利用者数の増加に対応していくためには、単に中部療育園で受け入れるだけでなく、家庭、地域及び中部療育園がお互いに横のつながりを工夫していくことが重要であることから、家庭・地域と中部療育園において地域支援体制を強化していくことが必要である。

また、併せて、就学後の子どもに対する学校との連携も、さらに積極的に実施することが求められる。

(3) 中部療育園に係る整備方法

本検討会で行ったさまざまな議論・意見等を踏まえた上で、狭隘化の解消、敷地の拡充及び費用対効果の前提条件に基づき、新たな中部療育園の具体的な整備方法等について考えられる選択肢は、次のとおりである。

ア 整備場所	①現在地周辺	②倉吉養護学校周辺
イ 設置方法	①中部療育園の単独型	②倉吉養護学校（分教室）併設型
ウ 整備方法	①既存の他施設の活用	②現施設の拡充 ③新築

まず、整備場所としては、中部療育園の利用者は、倉吉養護学校の児童生徒にとどまらず発達に障がいのある全ての子どもが対象であるため、中部圏域の全ての利用者にとって通いやすい場所であることが求められる。

更に、幹線道路に近いだけでなく、鉄道やバスなど公共交通機関が整っており、交通の便が良い場所であることも非常に大事な点である。

また、厚生病院との関係においては、前述のとおり、救急対応や入院を伴うような医療機能は厚生病院で対応することを前提としており、中部療育園の整備に当たって必ずしも厚生病院に近接した場所であることは要しないと考えられる。

次に、設置方法については、倉吉養護学校の分教室併設の是非について議論したが、生命に影響があるような重度の子どもについては、療育ではなく医療との関係で整理が必要であること、また、県教育委員会において本検討会とは別に検討が進められていること等に鑑み、今回の中部療育園の整備に絡めずに検討を進めることとした。（詳細については、次項（4）を参照。）

最後に、整備方法については、本県の公共施設等の管理に係る基本方針として「鳥取県公共施設等総合管理計画」が策定されており、その中で「県の財政負担を軽減させるため、土地・建物等の県有財産の総量を縮小し、将来にわたる資産保有に要するコストを削減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組が一層求められる」とされているところである。中部療育園の整備に当たっても基本的にこの考え方に沿って検討することとし、療育の視点を持ちながらできる限り既存施設を活用するなど、コスト縮減も念頭に置くことが妥当である。

以上の点を踏まえ、新たな中部療育園の整備場所については、現在地周辺を含めた倉吉市街地とし、その上で、次のとおり検討を進めるべきである。

第1候補	既存の他施設の活用	候補地	(元)倉吉市立河北中学校
第2候補	現施設の拡充	候補地	現在地及び隣接地
第3候補	新築	候補地	倉吉総合看護専門学校グラウンド

なお、本検討会としては、平成16年の現在地への移転以降、中部療育園の利用者及び関係者の切実な声であった「施設の狭隘化の解消」を早期に実現させ、中部圏域の利用者全体にとって通いやすい新たな中部療育園の整備を目指すことが急務であり、今後、県において上記3案について綿密に調査等を行い、療育活動への支障の有無や工事費の多寡などを総合的に判断した上で、新たな中部療育園の早期整備に向けて取り組むことを求めるものである。

また、整備を進めるに当たっては、新しい中部療育園がより利用しやすいものになるよう、今後とも中部療育園の利用者及び関係者の意見を聞く機会を設けていただきたい。

(4) 倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備

倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備に対する有効な解決策に向けて、「倉吉養護学校の分教室化」や「新たな学びの場」などについても議論を重ねてきたが、

▽生命に影響があるような重度の子どもについての関わり方については、療育ではなく医療との関係で整理が必要であること

▽内容的に、学校の運営に直結するものであること

▽同じテーマについて、既に別に協議会（「特別支援学校における医療的ケア運営協議会」）において議論が進められていること

などから、本検討会の検討結果としては、中部療育園のあり方には絡めることなく、県教育委員会が主導的役割を果たしながら、学校の医療的ケア体制のあり方に特化した議論をする方が適当との結論に至った。

今後、学校における医療的ケア体制整備の検討の場は県教育委員会の協議会に委ねられるが、このたびの本検討会での議論を十分に参考にしていきたい。

学校における医療的ケア体制は、教育だけでなく、医療、福祉等の分野との連携も必要不可欠である。県教育委員会が主体となって、行政の縦割りではなく、相談・連携できる関係性の構築に取り組むことを期待するものである。

(5) その他の検討事項

その他以下の項目についても、さまざまな課題があることから、引き続き県において検討していくことが必要である。

ア 県有施設の今後のあり方

現在、社会環境の変化等を踏まえ、県は全ての県有施設を対象に再点検を行っているところである。

中部療育園をはじめとする福祉施設も再点検の対象になっており、引き続き、総合療育センター及び鳥取療育園など他の療育機関と合わせて、今後のあり方を検討していく必要がある。

イ 県中部圏域の療育体制のあり方

県立療育機関が果たしている役割のうち、福祉型サービスは民間で対応可能なものがあるものの、医療型サービスは障がい児を専門的に診る医師の確保などの点から現実的に民間事業者では対応が難しく、全国的にも多くは公的主体によらざるを得ない状況である。

また、本県において「民間で出来ることは民間で」という民間移行の基本方針はあるものの、中部圏域の現状を見ると東部及び西部と比べて民間事業所が少ない。

したがって、当分の間は、引き続き県立施設で対応していくことが求められるが、将来的に民間事業所の新設等が見られるようになれば、県立施設が担っている業務について可能なものは民間移管を推進することが必要である。

(ア) 役割分担の明確化

児童福祉法の改正で通所事業に関して実施主体が市町村に一本化されたことに鑑み、支援を必要としているすべての子どもに対して身近な地域で支援が行われるように、支援施設及び必要なサービス量の確保は市町村で対応すべきであり、県は設置等に係る支援や調整を行うものとする。

県でなければ実施できない事業は、引き続き県が責任をもって実施していくが、それ以外については、市町村及び民間事業者等と協働しながら限られた社会資源を効率的・効果的に活用し、県、市町村及び民間との役割分担を明確にしていくため、必要な検討を行うものとする。

(イ) 地域資源の拡充

民間事業者等の活用を促すための指導や必要な研修等を実施し、事業を担える民間事業者等の育成を図るなど民間事業者等が事業に参入しやすくなるような環境を整えるための必要な検討を行うものとする。

ウ 関係機関との連携

障がいのある子どもや保護者が、必要に応じて医療や療育、教育機関等の専門家の助言を受けられ、身近な地域で早期に支援が受けられる体制づくりの強化を図るため、引き続き、皆成学園、発達障がい者支援センター（エール）、市町村、特別支援学校など関係機関と連携していくことが求められる。

參考資料

鳥取県立中部療育園整備検討会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県立中部療育園整備検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 検討会は、鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）に関する次の事項を検討する。

- (1) 中部療育園に係る整備方法
- (2) 鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）における医療的ケア体制の整備
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検討が必要とされた事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10名以内で組織し、委員は次に定める者の中から知事が任命する。

- (1) 中部療育園及び倉吉養護学校の利用者（保護者）
- (2) 障がい児者に係る関連団体の構成員
- (3) 医療関係機関の職員
- (4) 関係市町村の職員
- (5) 中部療育園及び倉吉養護学校の職員
- (6) その他、福祉保健部長が必要と認めた者

2 検討会の設置期間は、平成29年3月28日から平成30年3月23日までとする。ただし、任期途中に委員の変更が生じた場合は、後任者の任期はその残余期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会を総括し、代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課において行う。

附 則

この要綱は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

鳥取県立中部療育園整備検討会委員名簿

平成29年4月1日

所属・役職	氏名	選任理由	性別
中部療育園利用者 (保護者) 代表	坂本 沙智	中部療育園の通園児童の保護者	女性
倉吉養護学校保護者会 元代表	中江 陽子	倉吉養護学校生徒の保護者	女性
倉吉市肢体不自由児・ 者父母の会 会長	筏津 充代	肢体不自由児者団体の代表	女性
特定非営利法人鳥取県 自閉症協会 役員	徳本 朋子	障がい児者団体所属 (同会推薦)	女性
中部圏域障がい者地域 自立支援協議会 委員	但馬 崇	障がい児者支援に係る協議会の役員	男性
厚生病院 事務局長	足立 正久	中部療育園関係機関 (医療分野)	男性
倉吉市福祉保健部 次長兼子ども家庭課 課長	種子 真一	施設所在地の自治体の障がい児福祉担当	男性
中部療育園 園長	杉浦千登勢	中部療育園職員 (医師)	女性
倉吉養護学校 校長	茅原 宏司	倉吉養護学校職員 (教員)	男性

鳥取県立中部療育園整備検討会の開催状況

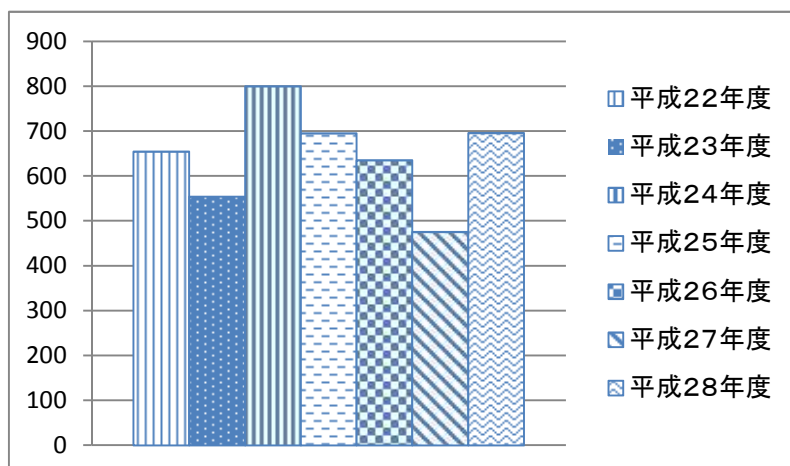
区分	日付	協議事項
第1回	平成29年3月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中部圏域における療育ニーズ等 ・ 中部療育園の現況
第2回	平成29年5月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医療体制の現状と課題 ・ 利用者アンケート結果の概要 ・ これまでの議論を踏まえた論点整理
第3回	平成29年7月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校での医療的ケアの現状等 ・ 中部療育園の改築
第4回	平成29年8月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校と療育機関との具体的な連携等 ・ 分教室化のメリット・デメリット ・ 学校・療育機関及び医療機関の連携のあり方
第5回	平成29年10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな学びの場 ・ 圏域ごとの子どもの通学状況等 ・ 理想とする分教室のイメージ ・ 中部圏域における役割分担 ・ 中部療育園の整備方法(案)
第6回	平成29年12月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討結果の取りまとめ

報告書資料

事業別・年度別利用人数一覧（中部療育園）

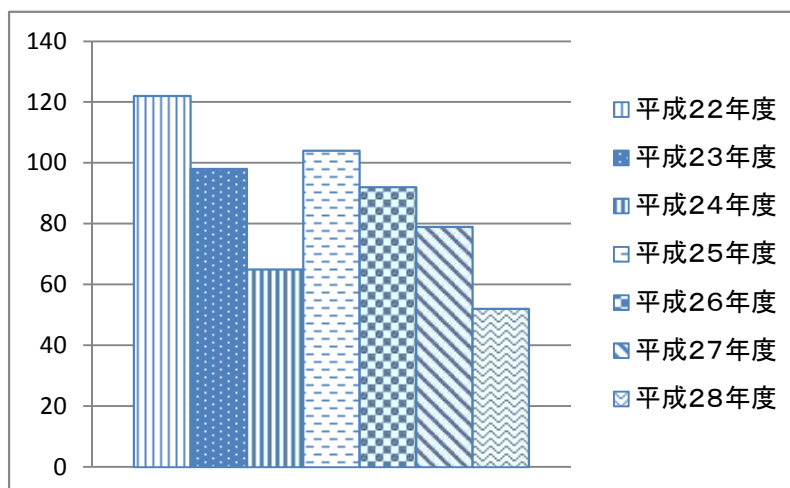
〔医療型児童発達支援(通園)・定員20名〕（単位：人）

	計
平成22年度	654
平成23年度	554
平成24年度	800
平成25年度	695
平成26年度	635
平成27年度	475
平成28年度	696



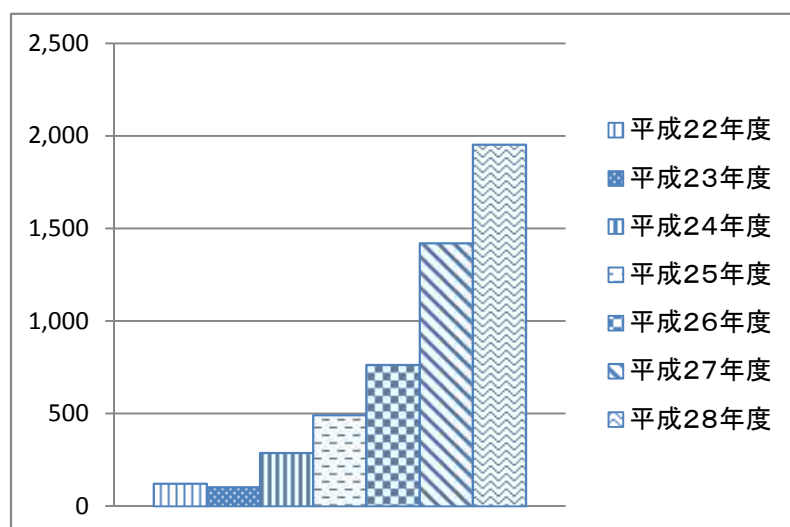
〔放課後等デイサービス・定員10名〕（単位：人）

	計
平成22年度	122
平成23年度	98
平成24年度	65
平成25年度	104
平成26年度	92
平成27年度	79
平成28年度	52



〔外来診療〕（単位：人）

	計
平成22年度	122
平成23年度	102
平成24年度	288
平成25年度	492
平成26年度	764
平成27年度	1,421
平成28年度	1,952



障がい児施設等の設置状況(中部圏域)

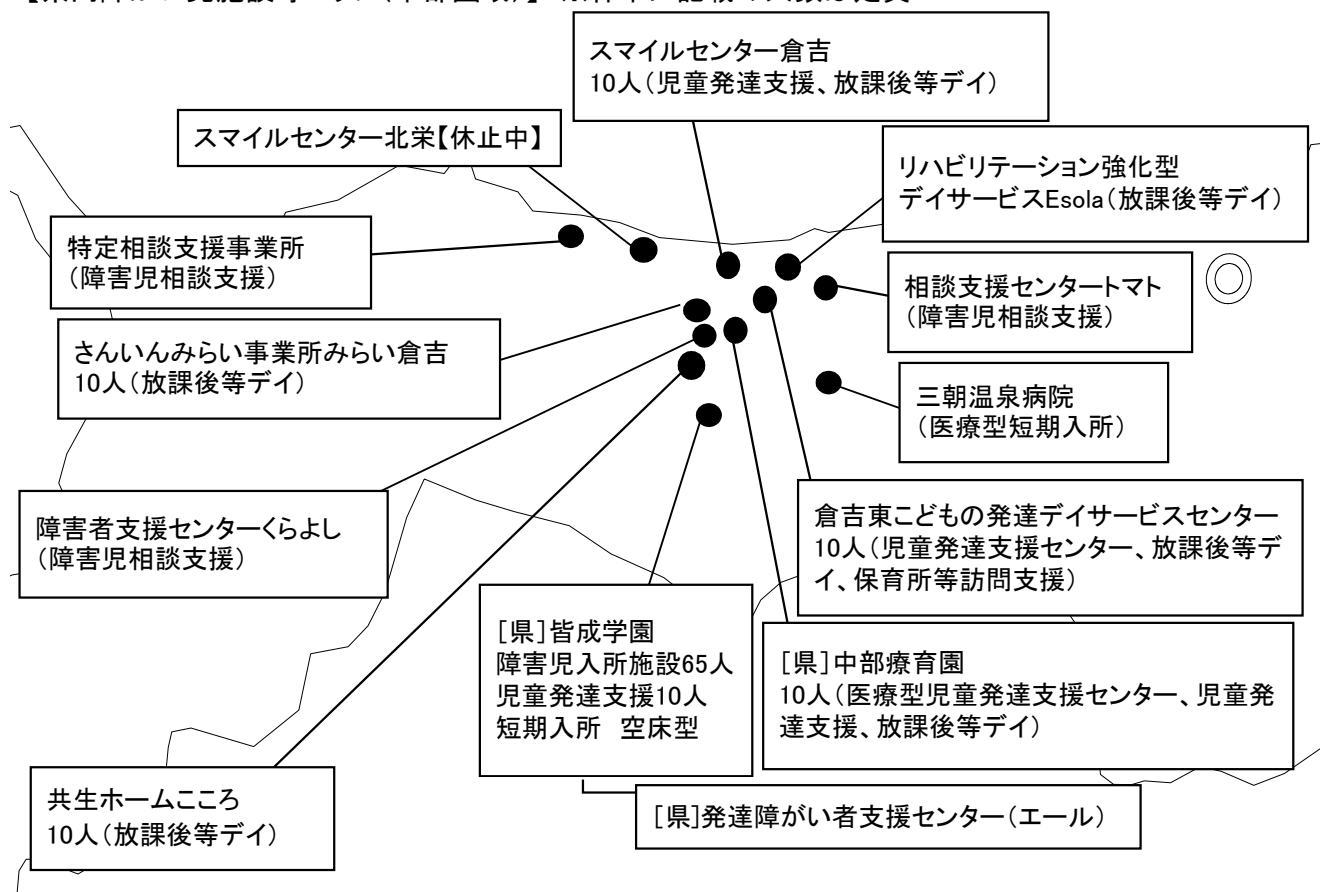
【各施設の状況】

(H29.12.18現在、単位:人)

施設種別	施設名	設置主体	定員	
			入所	通所
福祉型障害児入所施設	鳥取県立皆成学園	県	65	
医療型短期入所	三朝温泉病院	鳥取県中部医師会	空床型	
児童発達支援センター	倉吉東こどもの発達デイサービスセンター	(福)倉吉東福祉会		10
医療型児童発達支援センター	鳥取県立中部療育園	県		10
指定障害児通所支援事業者等(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)	鳥取県立中部療育園	県		10
	鳥取県立皆成学園	県		10
	スマイルセンター倉吉	(特非)因幡万笑の会		10
	共生ホームこころ	(福)和		10
	さんいんみらい事業所みらい倉吉	企業組合労協センター事業団		10
	スマイルセンター北栄	(特非)因幡万笑の会		休止中
	リハビリテーション強化型デイサービスEsola※	合同会社 烏龍舎		—
障害児相談支援事業	障害者支援センターくらよし	(福)鳥取県厚生事業団		
	特定相談支援事業所	(福)北栄町社会福祉協議会		
	相談支援センタートマト	(福)トマトの会		
計			65	70

※基準該当事業所

【県内障がい児施設等マップ(中部圏域)】 ※枠中に記載の人数は定員



障がい児等が利用している主なサービスの状況(中部圏域)

(1) 公立施設

【肢体不自由児／重症心身障がい児等】

平成29年12月18日現在

設置者名	事業所名	事業名等	対象児	内容	定員
鳥取県	鳥取県立 中部療育園	外来診療	小児科 リハビリテーション科	予約制	—
		医療型児童発達 支援センター	肢体不自由児や運動発 達に遅れのある未就学児	保育活動を通しての療育指導や相 談、親子通所	10
		放課後等デイサー ビス 「もこもこ塾」	肢体不自由児(就学児)	小集団でお子さん同士や他の家族 との関わりを通し、楽しみながら行う 療育訓練	
	障がい児等地域療 育支援事業	在宅の障がい児、保育 所・学校等職員、保護者 等	家庭、保育所等を訪問しての療育 技術支援や相談、研修会の開催	—	
鳥取県立 厚生病院	外来診療、保険入 院		精神科、整形外科、脳神経外科、 小児科等	—	

【知的障がい児／発達障がい児等】

平成29年12月18日現在

設置者名	事業所名	事業名等	対象児	内容	定員
鳥取県	鳥取県立 中部療育園	外来診療 【再掲】	発達に不安や障がいのあ る児童等	予約制	—
		障がい児等地域療 育支援事業 【再掲】	在宅の障がい児、保育 所・学校等職員、保護者 等	家庭、保育所等を訪問しての療育 技術支援や相談、研修会の開催	—
鳥取県	鳥取県立 皆成学園	障害児入所施設	知的障がい児	入所児童の個々の能力や適性、希 望に応じ、社会自立を目指しながら 日常生活の援助、日中活動支援を 行う	65
		児童発達支援 「わいわいランド」	発達障がい児(未就学 児)	5人程度のグループ編成でプログラ ムに添った集団活動を行い、目的 のある行動の形成、コミュニケーション、 仲間意識を育てるソーシャルス キル・トレーニング等を実施	10
		短期入所	知的障がい児、重症心身 障がい児(者)	居宅の生活が一時的に困難になっ た障がい児に対し、日常生活の援 助、日中活動支援等を行う	空床型
		日中一時支援事 業	知的障がい児、重症心身 障がい児(者)	家族の就労や一時的な休息のた め、障がい児の日中における生活 の援助、日中活動支援等を行う	—
		障がい児等地域療 育支援事業	在宅の障がい児、保育 所・学校等職員、保護者 等	家庭、保育所等を訪問しての療育 技術支援や相談、研修会の開催	—

(2) 民間施設

平成29年12月18日現在

設置者名	事業所名	事業名等	対象児	内容	定員
(福)倉吉東福祉会	倉吉東こどもの発達デイサービスセンター	児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	発達に不安や障がいのある児童等	個々の発達や障がい特性に応じた個別及び小集団での療者や親子への支援	10
(特非)因幡万笑の会	スマイルセンター倉吉	児童発達支援、放課後等デイサービス	障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練	10
(福)和	共生ホームこころ	放課後等デイサービス	障がい児(重症心身障がい児等)	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練	10
企業組合労働協センター事業団	企業組合労働協センター事業団さんいんみらい事業所みらい倉吉	放課後等デイサービス	障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練	10
(特非)因幡万笑の会	スマイルセンター北栄	放課後等デイサービス	障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練	休止中
合同会社鳥龍舎	リハビリテーション強化型デイサービスEsola※	放課後等デイサービス	障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練	—
(福)鳥取県厚生事業団	障害者支援センターくらよし	障害児相談支援	障がい児	障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画を作成	—
(福)北栄町社会福祉協議会	(福)北栄町社会福祉協議会特定相談支援事業所	障害児相談支援	障がい児	障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画を作成	—
(福)トマトの会	相談支援センタートマト	障害児相談支援	障がい児	障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画を作成	—
鳥取県中部医師会	三朝温泉病院	医療型短期入所	重症心身障がい児者等	必要に応じ、短期間の入所で入浴、排せつ、食事を介護	空床型

※基準該当事業所

障がい児等が利用している主なサービスの状況(全県)

【発達障がい児者】

平成29年12月18日現在

設置者名	事業所名	事業名等	対象児	内容
鳥取県	鳥取県発達障がい者支援センター (エール)	相談支援	発達のに気になる児童や発達障がいのある方、家族、関係する方(乳幼児から成人まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活にかかるさまざまな相談(コミュニケーションや行動面で気になること、保育所・幼稚園や学校・職場などで困っていること) ・福祉制度、専門機関の情報提供
		発達支援		<ul style="list-style-type: none"> ・発達検査等の実施、育児や療育方法などの助言 ・保育所・幼稚園や学校、施設等と連携をとった支援
		就労支援		<ul style="list-style-type: none"> ・就労や生活支援の関係機関との連携により、助言や情報提供を行う
		普及啓発・研修	発達障がいに関わる家族や保健、福祉、教育等の関係機関および一般の方	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの特性理解や具体的な支援の方法について学ぶ研修会の開催 ・研修会への講師派遣